

第12期事業年度

事業報告

自 令和5年 4月 1日
至 令和6年 3月 31日

株式会社 農林漁業成長産業化支援機構

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、平成24年に制定された「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」（以下「機構法」という。）に基づき、平成25年の開業から、我が国農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となるようにするため、農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し、出融資や経営支援を実施してまいりました。

令和元年12月、農林水産省は、令和3年度以降、新たな出資の決定を行わないこと等の方針を定め、当社に対し、投資計画の見直しを指示いたしました。

この指示を受け、当社は、新規の出資決定は令和2年度までとすること及び回収業務は令和7年度までを目途に行い、投資回収の最大化に向けて取り組むこと等を内容とする「損失を最小化するための改善計画」を策定し、令和2年5月に公表した上で、本計画に即した業務運営を行ってまいりました。

令和2年度までの通算では、出資決定件数は163件（うち直接出資29件）、出資決定額は約204億3千万円（うち当社出資分約159億4千万円）、資本性劣後ローンの融資総額は約19億8千万円となっています。

なお、サブファンドの支援決定総額は約750億円（うち当社分約375億円）となっています。

出融資業務について、当期では、出資26件（うち直接出資5件）、資本性劣後ローン2件の回収を行いました。

その結果、当期末における貸借対照表の営業投資有価証券は60億1千万円、営業貸付金は6億2千1百万円となりました。

なお、当期において、6サブファンドの投資事業有限責任組合契約が終了したことにより、当期末時点でサブファンド数30、出資決定総額389億6千万円（うち当社出資額194億8千万円）となっています。

また、事業活動の結果、当期における売上高は、営業投資有価証券の売却収入を主なものとして、12億7千8百万円となりました。

一方、売上原価は、18億4千6百万円となりました。

また、販売費及び一般管理費は5億7千3百万円となり、これらを踏まえた結果、当期の業績は、経常損失11億2千3百万円（前期10億3千6百万円）、当期純損失11億2千9百万円（前期10億3千8百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

(3) 対処すべき課題

今後も、「損失を最小化するための改善計画」に即した業務運営を行ってまいります。

今後、令和2年度までに投資を行った先からの投資回収の最大化が重要な取組になることから、出資先の経営状況を随時適確に把握し、適時適切な経営支援を行うことにより、出資先の企業価値の向上に努めてまいります。

これらの取組に併せて、当社の管理経費についても、不断の見直しを行い、経費の削減に取り組んでまいります。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 9 期 (2. 4. 1～ 3. 3. 31)	第 10 期 (3. 4. 1～ 4. 3. 31)	第11期 (4. 4. 1～ 5. 3. 31)	第12期 (5. 4. 1～ 6. 3. 31)
経 常 損 失	1,049,829	2,521,472	1,036,642	1,123,292
当 期 純 損 失	1,051,212	2,555,011	1,038,468	1,129,269
1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (円)	1,647	4,004	1,627	1,769
総 資 産	21,183,853	18,544,755	17,225,859	15,848,620
純 資 産	20,821,349	18,159,724	16,946,394	15,673,222
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	32,633	28,461	26,560	24,564

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

当社の主な事業は、次のとおりとなっております。

- ① 支援対象事業者（6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定事業者）、支援対象事業再編等事業者（支援法に基づく事業再編等計画の認定事業者）及び支援対象認定事業者（食品等流通法に基づく食品等流通合理化計画の認定事業者）に対する出資
- ② サブファンド（支援対象事業者、支援対象事業再編等事業者及び支援対象認定事業者に対し資金供給その他の支援を行う団体）に対する出資
- ③ サブファンドに対する基金の拠出
- ④ 支援対象事業者、支援対象事業再編等事業者及び支援対象認定事業者に対する資金の貸付け
- ⑤ 支援対象事業者、支援対象事業再編等事業者及び支援対象認定事業者が発行する有価証券並びに支援対象事業者、支援対象事業再編等事業者及び支援対象認定事業者が保有する有価証券の取得
- ⑥ 支援対象事業者、支援対象事業再編等事業者及び支援対象認定事業者に対する金銭債権並びに支援対象事業者、支援対象事業再編等事業者及び支援対象認定事業者が保有する金銭債権の取得
- ⑦ 支援対象事業者、支援対象事業再編等事業者及び支援対象認定事業者の発行する社債及び資金の借入に係る債務の保証
- ⑧ 上記②の資金供給その他の支援に関し、契約内容の適正化その他当該資金供給その他の支援の対象となった対象事業者の保護を図り、及び我が国農林漁業の安定的な成長発展の見地に立った対象事業活動支援を行うため必要なサブファンドに対する指導、勧告その他の措置
- ⑨ 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者、事業再編又は事業参入を実施し、又は実施しようとする事業者及び食品等流通合理化事業を実施し、又は実施しようとする者に対する専門家の派遣
- ⑩ 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者、事業再編又は事業参入を実施し、又は実施しようとする事業者及び食品等流通合理化事業を実施し、又は実施しようとする者に対する助言

- ⑪ 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分
- ⑫ 債権の管理及び譲渡その他の処分
- ⑬ 上記①～⑫に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- ⑭ 対象事業活動及び対象事業者、事業再編及び事業参入並びに認定事業再編等事業者並びに食品等流通合理化事業及び認定事業者に対し資金供給その他の支援を行う事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供
- ⑮ 上記①～⑭に掲げる業務に附帯する業務
- ⑯ 上記①～⑮に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

(7) 主要な営業所

- ① 本社
東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地1
- ② 主要な子会社の事業所
該当事項はありません。

(8) 従業員の状況（令和6年3月31日現在。出向者含む。契約社員を除く。）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
14名	なし	55.8歳	5.7年

(9) 主要な借入先（令和6年3月31日現在）

該当事項はありません。

(10) 会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（令和6年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 4,000,000株

(2) 発行済株式の総数 638,040株

(3) 株主数 12名

(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
財務大臣	600,000株	94.04%
カゴメ株式会社	6,000株	0.94%
農林中央金庫	6,000株	0.94%
ハウス食品グループ本社株式会社	6,000株	0.94%
味の素株式会社	4,000株	0.63%
キッコーマン株式会社	4,000株	0.63%
キューピー株式会社	4,000株	0.63%
株式会社商工組合中央金庫	2,000株	0.31%
日清製粉株式会社	2,000株	0.31%
野村ホールディングス株式会社	2,000株	0.31%
明治安田生命保険相互会社	2,000株	0.31%
トヨタ自動車株式会社	40株	0.01%

(5) その他株式に関する重要な事項（令和6年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役、監査役の氏名等（令和6年3月31日現在）

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況等
取締役会長	堀 紘一	
代表取締役社長	坂本 友彦	
取締役専務	矢花 渉史	
取締役	佐藤 一也	株式会社商工組合中央金庫 常務執行役員
取締役	高野 克己	東京農業大学名誉教授 (一社)日本食品保蔵科学会会長 学校法人東京農業大学食品安全研究センター顧問
監査役	篠原 修	G Sデザイン会議代表 東京大学名誉教授 政策研究大学院大学名誉教授 エンジニア・アーキテクト協会会長

(注) 取締役の佐藤一也及び高野克己の2氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 当該年度中に辞任した取締役

会社における地位	氏名	辞任日	重要な兼職の状況
取締役	佐藤 一也	令和6年3月31日	株式会社商工組合中央金庫 常務執行役員

(注) 地位及び重要な兼職は辞任時点のものであります。なお、佐藤一也氏の辞任は株式会社商工組合中央金庫常務執行役員の退任に伴うものであります（同氏の辞任に伴い、令和6年4月1日に山田真也氏（株式会社商工中央金庫常務執行役員）が取締役に就任しております。）。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役	2人	36,174千円	
監査役	1人	2,000千円	
計	3人	38,174千円	

(4) 社外役員等に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当期における主な活動状況(農林漁業成長産業化委員会における活動を含む。)

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役 会 長 兼 農林漁業成長産業化委員長	堀 紘一	当期開催の取締役会（書面決議を含む。以下同じ）10回のうち9回、農林漁業成長産業化委員会（書面決議を含む。以下同じ）11回のうち11回に出席。 総括的な見地から各会に対応。
取 締 役 兼 農林漁業成長産業化委員	佐藤 一也	令和5年4月1日に就任以降の当期開催の取締役会10回のうち8回、令和5年4月1日に就任以降の当期開催の農林漁業成長産業化委員会11回のうち9回に出席。地域企業の金融を含め、その支援策に関する豊富な知識と深い見識を有し、社外の立場から発言。
取 締 役 兼 農林漁業成長産業化委員	高野 克己	当期開催の取締役会10回全て、農林漁業成長産業化委員会11回全てに出席。科学的探究の経験と農業、食品産業に関する豊富な知識と深い見識を有し、社外の立場から発言。
監 査 役	篠原 修	当期開催の取締役会10回全て、農林漁業成長産業化委員会11回全てに出席。学識経験者としての経験を活かし、社外の立場から発言。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。当社は、当該定款に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役全員との間で、当該役員がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第427条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

⑤ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑥ 記載内容についての社外役員の見解

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あかり監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当期に係る会計監査人の報酬等の額（消費税を含みません。）

区 分	金 額
会計監査人としての報酬等の額	6,000千円

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備について

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、次のとおり決議し、以下の体制の下で、適正に業務を遂行しております。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員が事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先する体制の構築を目的として、取締役会決議により「コンプライアンス規程」を定めています。
 - ア. 当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスに関する事項を審議するコンプライアンス委員会及びコンプライアンスを統括するコンプライアンス主管部を設置し、コンプライアンス推進の体制を整備しております。
 - イ. 当社は、役職員が遵守すべき法令及び社内ルールの具体的内容を明示した「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、研修等によりコンプライアンスの徹底を図っております。
 - ウ. 当社は、法令又は社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに社内にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につき役職員に通知しております。
- ② 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、警察や弁護士等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。
- ③ 当社は、取締役会決議により「内部監査規程」を定め、被監査部署以外の部署に所属する職員の中から代表取締役社長が指名する者により、実効性のある内部監査を実施しております。

(2) リスク管理に関する体制

- ① 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として、取締役会決議により「リスク管理規程」を定めています。
- ② 当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備を行っております。当期においては、3回のリスク管理委員会を開催しました。
- ③ 緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を速やかに組織し、緊急事態への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、適切に経営管理を行います。
- ② 当社は、「組織規程」及び「職務権限規程」に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図っております。また、こうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続の機動性向上を図っております。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行っております。

(5) サブファンド及び直接出資先における業務の適正を確保するための体制

① サブファンドに関する体制

当社は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（平成24年12月11日農林水産省告示第2556号）、株式会社農林漁業成長産業化支援機構事業再編等支援基準（平成29年8月1日農林水産省告示第1306号）及び株式会社農林漁業成長産業化支援機構食品等流通合理化事業等支援基準（平成30年10月23日農林水産省告示第2336号）に基づき、サブファンドが同支援基準に規定する事項に則して対象事業活動に対する支援を行っているか否かを確認するとともに、サブファンドに対し必要な監督を行っております。

ア. 重要な意思決定に係る機構の同意

当社は、サブファンドとの組合契約その他契約において、対象事業者に対する出資又は当該出資に係る株式若しくは持分の譲渡その他の処分を行うときは、あらかじめ、当社の同意を得ることを定めなければならないこととしております。

イ. 報告の徴収等

当社は、定期的に、又は必要に応じて、サブファンドの出資者であってその業務を執行する者（以下「業務執行者」という。）に事務の処理の状況その他事項に関し報告をさせ、又はサブファンドの業務及び財産の状況を検査するものとしております。

ウ. 指導、勧告その他の措置等

当社は、必要に応じて、機構法、支援法及び食品等流通法の規定による指導、勧告その他の措置を行うものとし、当該サブファンドが当該措置に従わないときは、業務執行者の解任の提案その他の措置を行うものとしております。

② 直接出資先に関する体制

当社は、直接出資先に対して株主権を適切に行使するとともに、直接出資先との間で締結した投資契約書に基づき、経営に関する当社への情報開示、重要事項についての当社の事前同意、取締役会へのオブザーバー派遣など、当該契約上の義務履行を求めるとともに、直接出資先に対して必要な監督を行うものとしております。

(6) 監査役の監査に対する体制

① 監査役への報告に対する体制

ア. 当社は、役職員が当社の業務執行の状況その他必要な情報を監査役に報告する体制を整えております。

イ. 当社は、役職員が当社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項若しくはそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し当該事項を報告する体制を整えております。

ウ. 当社は、監査役が職務の遂行に必要な事項について、役職員に対して随時その報告を求めた際に、当該報告を求められた者は当該事項を報告する体制を整えております。

② 監査役を補助すべき職員に関する事項

ア. 監査役求めに応じて、監査役を補助すべき職員を監査に必要な事務に就かせるものとしております。

イ. 監査役を補助する使用人の人事など当該使用人の独立性に関する事項は、監査役の意向を尊重しております。

③ 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

上記項目に加え、監査役に対して、代表取締役、会計監査人との定期的な会合開催を確保しております。

本事業報告に記載の金額等は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。